

同窓会会則

平成 20 年 4 月 25 日改正
平成 24 年 5 月 12 日改正
平成 26 年 5 月 10 日改正
平成 28 年 5 月 16 日改正

(名称)

第 1 条 この会は、秋田県立花輪高等学校同窓会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦と研鑽を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会報、会員名簿等の発行及び会員情報の管理
- (2) 講習会、研究会等の諸行事の開催
- (3) 母校が行う諸活動への支援
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第 4 条 本会の事務局は、秋田県立花輪高等学校内に置く。

(会員)

第 5 条 本会は、次項に掲げる会員をもって組織する。

2 普通会員

- (1) 町立花輪実科高等女学校卒業生
- (2) 秋田県立花輪高等女学校卒業生
- (3) 秋田県立花輪高等学校卒業生、同校修了生及び同校併設中学校卒業生
- (4) 上記各学校の転・退学者であって、本会の目的等に賛同する者

3 特別会員

普通会員以外で前項各学校の教職員又は教職員であった者のうち、本会の目的等に賛同する者

4 準会員

秋田県立花輪高等学校に生徒として在籍する者

(資格の喪失)

第6条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、退会届(書式任意)を会長に提出するものとする。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 事務局長
- (4) 会計監事
- (5) 常任幹事
- (6) 学年代表幹事
- (7) 学年幹事

(役員任期)

第9条 役員任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。ただし、学年幹事はこの限りでない。

- 2 任期途中で就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(選任)

第10条 会長、副会長並びに会計監事は、総会において選出する。

- 2 事務局長及び常任幹事は、会員の中から会長が委嘱するものとし、常任幹事の中から正副幹事長各1名を選出する。
- 3 所属期毎に在校生から選出される学年幹事の中から学年代表幹事2名以内を選出する。

(役員任務)

第11条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して、会務を統括し、かつ会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- (3) 正・副幹事長及び常任幹事は、本会の事務を処理し重要事項の協議に預る。
- (4) 事務局長は、会長を補佐し、専ら本会の諸事務を処理する。
- (5) 会計監事は、本会の会計及び会務を監査し、総会において結果を報告する。
- (6) 学年代表幹事は、本会本部と学年幹事及び会員との連携を図り、総会及び懇親

会等の運営に主体的に協力するとともに、当該期会員相互の連携に努める。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、母校校長会及び総会において推薦された会員とする。
- 3 顧問は、本会会務諸般の相談に与り、意見を述べることができる。

(参与)

第13条 本会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、母校職員経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 参与は、本会会務諸般の相談に与り、その運営に協力する。

(常設委員会)

第14条 本会に次の常設の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 会報委員会
- (4) HP委員会
- (5) 部活動委員会

- 2 前項の委員会の委員は、会長が会員の中から選出し委嘱する。
- 3 委員会に正・副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員会は、委員長が招集し、協議事項等について適宜会長に報告し、必要に応じ承認を得るものとする。

(常設委員会の職務)

第15条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会 総会等の企画・運営はじめ本会会務の全般に関すること
- (2) 財務委員会 会費の確保をはじめ本会財務基盤の健全化に関すること
- (3) 会報委員会 「同窓会会報」の編集・発行に関すること
- (4) HP委員会 本会ホームページの作成・運営に関すること
- (5) 部活動委員会 部活動の活性化、支援全般に関すること

(会議)

第16条 本会の会議は、総会並びに役員会、常任幹事会及び学年代表幹事会とする。

2 総会は、毎年1回以上会長が招集し、次の事項を決議する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 役員選出
- (3) 会則改正
- (4) その他役員会で必要と認めた事項

3 役員会は、会長、副会長及び正・副幹事長をもって組織し、必要に応じて常任幹事を出席させることができ、次の事項を決定する。

- (1) 総会に諮るべき重要事項
- (2) 緊急を要する専決処分事項

4 常任幹事会は、会長が招集し、次の事項を協議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 事業の計画及びその実行に関する事項
- (3) その他必要に応じ重要と認めた事項

5 学年代表幹事会は、会長が招集し、次の事項を協議する。

- (1) 総会、講演会及び懇親会等に係る事項
- (2) 総会参加者の確保及び確認

(議決)

第17条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

2 会則、会費及び入会金の変更については、別に定める。

(支部)

第18条 多数の会員を有する一定の地域においては、支部を設けることができる。

2 支部には、支部長1名、副支部長1名、幹事若干名を置く。

3 支部を設けたときは、支部会則、役員及び会員名簿を会長に提出するものとする。

(収入)

第19条 本会の会計は、会費、入会金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 普通会員は、年会費として2,000円以上納入するものとする。

3 準会員は、入会金として4,320円を在学中に分納するものとする。

4 特別会費の徴収が必要なときは、役員会において定める。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(備え付け帳簿及び書類)

第21条 本会に次項に定める簿冊を備える。

2 備える簿冊は、会則、会員名簿、役員名簿、会計関連簿及びその他必要な書類とする。

(会則等の変更)

第22条 会則、会費及び入会金の変更は、役員会で承認後、総会において出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

附 則

この会則は、平成14年7月24日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成20年4月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年5月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年5月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年5月16日から施行する。